

税理士／
1級ファイナンシャル・プランニング技能士
伊藤 俊一 著



非上場株式評価 チェックシート

LOGICA
ロジカ書房

はじめに

法人資産税分野では非上場株式の評価が出発点となります。現在では、自社株評価は特殊領域ではなくなってきていること、事業承継対策においてポイントとなる自己株式の取得等や組織再編成、事業承継に係る資本政策プランニングにおいて自社株評価について、特に初期における税額シミュレーションの重大性が広く認識されています。

筆者はこれまで、「非上場株式の評価」について具体的なチェックシートを説明していませんでした。しかし多くの読者からのリクエストにこたえ、ここに具体的な記載方法について改めて説明していきます。また、過去の拙著と同様、随所でその他周辺事例を取り上げています。

なお、同族特殊関係者間の税務上の適正評価額の考え方等について本稿は一切主題としておりません。これらの考え方について参考されたい方は『新版 Q&A 非上場株式の評価と戦略的活用手法のすべて』（ロギカ書房）をご活用ください。

本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズにこたえるものを意識しています。
- ・論点は意図的にニッチな分野まで踏み込んで、特に網羅性を重視しています。そのため、類書では軽く扱っている記載についても誌面の許す限り詳細な解説をしています。
- ・裁決・裁判例・判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載しています。
- ・評価は「不知・うっかり」で失念することが大半であり、苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージして

いただけたようにしました。一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載しています（この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃることと存じますが、課税実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって、論点は誌面の許す限り掲載しました。しかしながら、リストリクテッド・ストックや国外転出時課税などは意図的に割愛し、あくまで「普段よく使う周辺課税実務」にこだわっています）。

最後に、株式会社ロギカ書房代表取締役橋詰守氏には企画段階から編集等、力強くサポートしていただいたこと、本書の実例作成にあたり多くを参考させていただいた、普段から良質な御質問くださる税務質問会（<https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>）会員様に心から感謝申し上げます。

令和5年2月

税理士 伊藤 俊一

目次

はじめに

第1章 取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ＝作成チェックシート編＝

Q1=株式評価明細書作成上の最初の考慮点……2	
Q2=株式評価明細書作成上の次の考慮点……2	
Q3=取引相場のない株式（出資）の評価明細書の全体像……3	
Q4=小会社方式の見せ方……4	
Q5=株価の見せ方……5	
Q6=基本的な用語……8	
取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等……9	
Q7=取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載順序……25	
Q8=時価純資産価額法……26	
Q9=予測株価……27	
Q10=税務上の適正な時価以外の課税関係……29	
Q11=税務上の適正評価額の強制力……30	
Q12=相続自社株の金庫株特例における価額……32	
Q13=第5表 純資産価額算定における各財産に対する基本的チェック項目 ……32	
相続税の申告のためのチェックシート……34	
Q14=株価算定必要書類リスト……40	
Q15=株価算定作業開始直前の確認項目……41	
Q16=会計事務所で行う株価算定作業前の確認項目……43	

第2章 取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ＝様式別チェックシート編＝

① 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

.....47

① 株主区分判定フローチャート.....49

Q17=個人⇒個人間の税務上の自社株評価額.....50

② 株主区分判定.....62

③ 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 具合的 チェック項目.....66

日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比
表.....68

類似業種比準価額計算上の業種目及び類比業種の株価等の計算方法等につ
いて.....81

Q18=同族株主がいない会社の株主の議決権割合の判定：特殊ケース.....93

Q19=姻族関係終了届.....94

Q20=投資育成会社・財団法人が株主の場合.....95

② 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 (続)103

① Lの割合の判定.....105

② 増（減）資の状況その他の評価上の参考事項.....106

③ 第2表 特定の評価会社の判定の明細書.....107

Q21=土地保有特定会社の判定.....110

Q22=財産評価基本通達189項前文.....111

[4] 第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書……113

- ① 原則的評価方式……115
- ② 配当還元方式……115
- ③ 株式に関する権利の価額……116

[5] 第4表 類似業種比準価額等の計算明細書……119

- ① 全体項目……121
 - Q23=業種目番号判定*……122
 - Q24=類似業種比準価額方式と純資産価額方式の数値*……127
 - Q25=類似業種比準方式活用の留意点*……131
- ② 1株当たりの資本金等の額等の計算……142
 - 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」チェックポイント……143
- ③ 1株当たりの年配当金額……145
 - Q26=類似業種比準方式における株価引下げ策*……146
- ④ 1株当たりの年利益金額……149
- ⑤ 1株（50円）当たりの比準価額の計算……152
- ⑥ 比準価額の修正……153
 - Q27=債務免除における類似業種比準方式の計算方法*……156

[6] 第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書
……157

- ① 基本……159
- ② 資産の部……159
 - ③ 株式及び出資の価額の合計額……162
 - ④ 土地等の価額の合計額……162
 - ⑤ 現物出資等受入れ資産の価額の合計額……162
 - ⑥ 負債の部……163

Q28=株価引下げ策（純資産価額編）	170
Q29=相互持合い株価の計算方法	171
Q30=相互持合いにより純資産価額が高額	176
Q31=組織再編後の株価評価：営業権	181
Q32=課税時期3年以内取得の不動産	182
Q33=「相続税評価額」「帳簿価額」欄に記載する金額の根拠	183

⑦ 第5表に関する補足 資産・負債の相続税評価額と帳簿価額の計算方法と留意点185

- ① 資産の部186
- ② 負債の部189

Q34=財産評価基本通達186-2の留意事項	191
Q35=デリバティブ、金利スワップの純資産価額計算上の取扱い	193
Q36=即時償却制度と純資産価額方式	196
Q37=リゾート会員権下取り時の株価評価	199
Q38=信用取引の際の株式等保有特定会社の株式・出資の範囲	201
Q39=事業協同組合（法人税法上の法人）とみなし配当	204

⑧ 第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書211

- ① 基本213
- ② 配当還元方式による価額213

⑨ 第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書215

⑩ 第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）
.....219

Q40=国外子会社配当による株式保有特定会社外しプランニング	222
--------------------------------	-----

参考・資料

参考

- Q(1)=個人⇒法人間売買の税務上の適正評価額……228
Q(2)=個人⇒法人間の異動の留意点……242
Q(3)=法人⇒個人間、法人⇒法人間売買の税務上の適正評価額……248
Q(4)=株式の法人⇒個人間異動の留意点……251
Q(5)=法人間の異動の留意点……259

資料

- マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議について
(国税庁 令和5年1月31日) ……261

【凡例】

相法	相続税法
相令	相続税法施行令
相基通	相続税法基本通達
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所基通	所得税基本通達
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
措法	租税特別措置法
措通	租税特別措置法関係通達
評基通	財産評価基本通達

所法60①一　　所得税法第60条第1項第1号

本書は、令和5年2月1日の法令・通達に基づいています。
ただし、当局内部資料は旧法条文・通達になっている場合
もあります（原文ママということ）。

第1章

取引相場のない株式(出資)の評価明細書
=作成チェックシート編=

Q1=株式評価明細書作成上の最初の考慮点

株式評価明細書を課税実務で作成する際に最も初めに考慮するのは、何でしょうか？

Answer

評価目的です。

解説

通常の課題実務においては、

- ・相続税申告書作成
- ・贈与税申告書作成

における

- ・「相続税のための評価目的」
- ・「贈与税のための評価目的」

が多いと想定されるため、下記はそれを前提に解説しています。

一方、

- ・小会社方式（所得税基本通達59-6、法人税基本通達9-1-14（4-1-6））
- ・時価純資産額

を算定される場合もあるかと思いますが、

- ・小会社方式は課税実務では第4表、第5表で事足りる
- ・小会社方式は「原則として」財産評価基本通達を準用している
- ・時価純資産額は第5表で事足りる

ため、あえて別稿での解説を施していません。

Q2=株式評価明細書作成上の次の考慮点

株式評価明細書を課税実務で作成する際に Q1 の次に考慮するのは、何でしょうか？

Answer

取引内容です。

解説

次に考慮するのは評価目的と表裏一体の関係を実務ではなされますが、取引内容です。

株式の異動は

- ・相続
- ・贈与（無償譲渡）
- ・遺贈
- ・譲渡（有償譲渡）
- ・増資
- ・減資

といった取引に大別されます。

そして当該株式の異動は、上記それぞれにおいて

- ・当該取引の取引当事者の属性

によっても変化します。

当該取引の取引当事者の属性は課税実務では重要な論点であり、詳細解説は『新版 Q&A 非上場株式の評価と戦略的活用手法のすべて』（ロギカ書房）に委ねます。

Q3=取引相場のない株式（出資）の評価明細書の全体像

取引相場のない株式（出資）の評価明細書に係る全体像を教えてください。

Answer

下記です。

4 第1章 取引相場のない株式（出資）の評価明細書＝作成チェックシート編＝

解説

取引相場のない株式（出資）の評価明細書の全体像

明細書種別	何を計算するか？
第1表の1	株主の判定と会社区分の判定
第2表	株主の判定と会社区分の判定（第1表の1の続きとなります）
第3表	特定評価会社の判定
第4表	一般評価会社の株式等価額
第5表	類似業種比準価額
第6表	純資産価額
第7表	特定評価会社の株式等価額（S1+S2方式）
第8表	株式等保有特定会社の株式価額（S1+S2方式）（第7表の続きとなります）

（コメント）小会社方式算定においては、上記第4表、第5表しか実務上は用いません。

時価純資産価額算定においては上記5表しか実務上は用いません。
ただし特定評価会社に該当した場合を除きます。

Q4=小会社方式の見せ方

小会社方式の見せ方を教えてください。

Answer

下記です。

解説

小会社方式算定の場合、第4表と第5表の作成だけで足ります。

第4表は斟酌率について会社規模区分に応じて、×0.7（大企業）、×0.6

(中会社)、×0.5(小会社)にします。

第5表は原則「土地(借地権等含む)、上場有価証券」を時価評価し、かつ法人税額等相当額を控除せず計算します。

それらの加重平均をとるだけです。

なお、営業権の評価明細書もセットで作成されることを強くお勧めします。

小会社方式算定の場合、株価算定書に他の表を挿入する必要はありません。

Q5=株価の見せ方

クライアントに対する株価の見せ方をご教示ください。

Answer

下記のような「株価総括表」を作成することをお勧めしています。

解説

【株価総括表】～株式会社○○様 令和4年3月期～

会社名	株式会社○○
年度	令和4年3月期
業種区分	××
会社規模	大會社
特定会社判定	該当なし
発行済株式数	249,119株
自己株式	0株
類似業種比準価額	
単価	769円/株
総額	191,572,511円
純資産価額(法人税額等控除有)	
単価	2,948円/株

※相続税評価額算定の基準値となります。

※相続税評価額算定の基準値となります。

6 第1章 取引相場のない株式（出資）の評価明細書＝作成チェックシート編＝

総額	734,402,812円
純資産価額（法人税額等控除無）	
単価	3,400円／株
総額	847,004,600円
相続税評価額（原則）	
単価	769円／株
総額	191,572,511円
法人取引価額（折衷）	所基通59-6 法基通9-1-14(4-1-6)
単価	2,071円／株
総額	515,836,478円
法人取引価額（時価）	
単価	3,592円／株
総額	894,835,448円
配当還元方式価額	
単価	282円／株
総額	70,251,558円

※個人株主⇒個人株主（大株主、オーナー、代表者）に譲渡・贈与するとき使用します。

※個人株主⇒法人に譲渡・贈与するとき使用します。
金庫株・組織再編に使用します。

※法人株主⇒法人に譲渡・贈与するとき使用します。
金庫株・組織再編にも使用します。

※個人株主⇒個人株主（少数株主）・持株会に譲渡・贈与するとき使用します。

※法人取引価額（折衷）及び法人取引価額（時価）における土地の評価は相続税評価額（概算）に0.8で割り戻した概算公示価格を適用しております。また保険積立金解約返戻金は当初約定利率によっております。

※類似業種比準価額の計算要素は令和4年8月1日現在の「「令和4年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」の一部改正について（法令解釈通達）」に基づいております（令和4年6月分まで）。

上記総括表では、計7つの株価を並べています。これは銀行のプライベートバンキング部がこの7つの株価を並べた資料を作成しているため平仄を合わせているだけです。ただし、7つの株価の中で実際に使われるのは、下から4つまで、すなわち「相続税評価額（原則）」、「法人取引価額（折衷）」（折衷とありますが、小会社方式と呼ばれるもの、所得税基本通達59-6、法人税基本通達9-1-14（法人税基本通達4-1-6）のことです）、「法人取引価額（時価）」（時価とは時価純資産価額のことです）、「配当還元方式価額」の4つとなります。

「相続税評価額（原則）」は、相続税申告時に使われるはもちろんのこと、個人株主から個人株主（大株主、オーナー、代表者等）に譲渡、贈与するときに使用されるものになります。「法人取引価額（折衷）」は、法人株主

から法人に譲渡、贈与するときに使用される株価になります。また、合併比率、交換比率、交付比率の算定の基本となる株価の1つにも用いられます。自己株式取得（金庫株）もこれを使うことがあります。「法人取引価額（時価）」は、法人株主（時には、個人株主）から法人に譲渡、贈与するときや、自己株式取得（金庫株）、合併比率、交換比率、交付比率にも使用します。

「法人取引価額（折衷）」と「法人取引価額（時価）」が使われる場面は、原則として、同じ場面です。同一事業年度に連続再編するときには採用株価は統一させるのが望ましいといわれています。例えば、法人取引価額（折衷）で株式交換を行った事業年度で、さらに連続して合併をする時は法人取引価額（折衷）を用います。当初再編が時価であれば次回再編も時価にすべきです。不平等比率の認定を避けるためです。

「配当還元方式価格」は、個人株主から個人株主（持株会等の少数株主）に譲渡、贈与するときに使用します。表の最後の※ですが、「法人取引価額（折衷）及び法人取引価額（時価）における土地の評価は相続税評価額（概算）に0.8で割り戻した概算公示価格を適用しております。」と記載されています。基本的にはこのような計算方法で問題ありません。しかし、土地建物のボリュームが多い会社に関しては、不動産鑑定士を使うという方法がよいと思います。不動産鑑定士を使わない場合には近隣公示価格で引き直す方法（（公示地の標準価格）×対象地の路線価／公示地の路線価）も主流です。

Q6=基本的な用語

取引相場のない株式（出資）の評価明細書に係る基本的な用語の確認を教えてください。

Answer

下記です。

解説

本稿中における基本的な用語の確認はこちらの記載方法等で隨時確認してください。

取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/kaisei/r0109/pdf/01.pdf>

【令和3年3月1日以降用】

取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等

取引相場のない株式（出資）の評価明細書は、相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式及び持分会社の出資等並びにこれらに関する権利の価額を評価するために使用します。

なお、この明細書は、第1表の1及び第1表の2で納税義務者である株主の様態の判定及び評価会社の規模（Lの割合）の判定を行い、また、第2表で特定の評価会社に該当するかどうかの判定を行い、それぞれについての評価方式に応じて、第3表以下を記載し作成します。

- (注) 1 評価会社が一般の評価会社(特定の評価会社に該当しない会社をいいます。)である場合には、第6表以下を記載する必要はありません。
- 2 評価会社が「清算中の会社」に該当する場合には、適宜の様式により計算根拠等を示してください。

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

1 この表は、評価上の株主の区分及び評価方式の判定に使用します。評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合には、「1. 株主及び評価方式の判定」欄及び「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄を記載する必要はありません。

なお、この表のそれぞれの「判定基準」欄及び「判定」欄は、該当する文字を○で囲んで表示します。

2 「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、評価会社の事業内容を具体的に記載します。「業種目番号」欄には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目の番号を記載します（類似業種比準価額を計算しない場合は省略しても差し支えありません。）。「取引金額の構成比」欄には、評価会社の取引金額全体に占める事業別の構成比を記載します。

(注) 「取引金額」は直前期末以前1年間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料）をいいます。

3 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）」の各欄は、次により記載します。

(1) 「氏名又は名称」欄には、納税義務者が同族株主等の原則的評価方式等（配当還元方式以外の評価方式をいいます。）を適用する株主に該当するかどうかを判定するために必要な納税義務者の属する同族関係者グループ（株主の1人とその同族関係者のグループをいいます。）の株主の氏名又は名称を記載します。

この場合における同族関係者は、株主の1人とその配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族等をいいます（付表「同族関係者の範囲等」参照）。

(2) 「続柄」欄には、納税義務者との続柄を記載します。

(3) 「会社における役職名」欄には、課税時期又は法定申告期限における役職名を、社長、代表取締役、副社長、専務、常務、会計参与、監査役等と具体的に記載します。

(4) 「④ 株式数（株式の種類）」の各欄には、相続、遺贈又は贈与による取得後の株式数を記載します（評価会社が会社法第108条第1項に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式（以下「種類株式」といいます。）を発行している場合には、次の(5)のニにより記載します。なお、評価会社が種類株式を発行していない場合には、株式の種類の記載を省略しても差し支えありません。）。

10 第1章 取引相場のない株式（出資）の評価明細書＝作成チェックシート編＝

【令和3年3月1日以降用】

「② 議決権数」の各欄には、各株式数に応じた議決権数（個）を記載します（議決権数は①株式数÷1単元の株式数により計算し、1単元の株式数に満たない株式に係る議決権数は切り捨てて記載します。なお、会社法第188条に規定する単元株制度を採用していない会社は、1株式=1議決権となります。）。

「④ 議決権割合（②/④）」の各欄には、評価会社の議決権の総数（④欄の議決権の総数）に占める議決権数（それぞれの株主の②欄の議決権数）の割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します（「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数（⑤（②/④））」欄及び「筆頭株主グループの議決権の合計数（⑥（③/④））」欄は、各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。なお、これらの割合が50%超から51%未満までの範囲内にある場合には、1%未満の端数を切り上げて「51%」と記載します。）。

（5）次に掲げる場合には、それぞれ次によります。

イ 相続税の申告書を提出する際に、株式が共同相続人及び包括受遺者の間において分割されていない場合

「① 株式数（株式の種類）」欄には、納税義務者が有する株式（未分割の株式を除きます。）の株式数の上部に、未分割の株式の株式数を①と表示の上、外書で記載し、納税義務者が有する株式の株式数に未分割の株式の株式数を加算した数に応じた議決権数を「② 議決権数」に記載します。また、「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数（⑤（②/④））」欄には、納税義務者の属する同族関係者グループが有する実際の議決権数（未分割の株式に応じた議決権数を含みます。）を記載します。

ロ 評価会社の株主のうちに会社法第308条第1項の規定によりその株式につき議決権を有しないこととされる会社がある場合

「氏名又は名称」欄には、その会社の名称を記載します。

「① 株式数（株式の種類）」欄には、議決権を有しないこととされる会社が有する株式数を①と表示の上、記載し、「② 議決権数」欄及び「④ 議決権割合（②/④）」欄は、「一」で表示します。

ハ 評価会社が自己株式を有する場合

「① 株式数（株式の種類）」欄に会社法第113条第4項に規定する自己株式の数を記載します。

ニ 評価会社が種類株式を発行している場合

評価会社が種類株式を発行している場合には、次のとおり記載します。

「① 株式数（株式の種類）」欄の各欄には、納税義務者が有する株式の種類ごとに記載するものとし、上段に株式数を、下段に株式の種類を記載します（記載例参照）。

「② 議決権数」の各欄には、株式の種類に応じた議決権数を記載します（議決権数は①株式数÷その株式の種類に応じた1単元の株式数により算定し、1単元に満たない株式に係る議決権数は切り捨てて記載します。）。

「④ 議決権割合（②/④）」の各欄には、評価会社の議決権の総数（④欄の議決権の総数）に占める議決権数（それぞれの株主の②欄の議決権数で、2種類以上の株式を所有している場合には、記載例のように、各株式に係る議決権数を合計した数）の割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します（「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数（⑤（②/④））」欄及び「筆頭株主グループの議決権の合計数（⑥（③/④））」欄は、各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。なお、これらの割合が50%超から51%未満までの範囲内にある